

男女格差世界ランキング 116位の日本

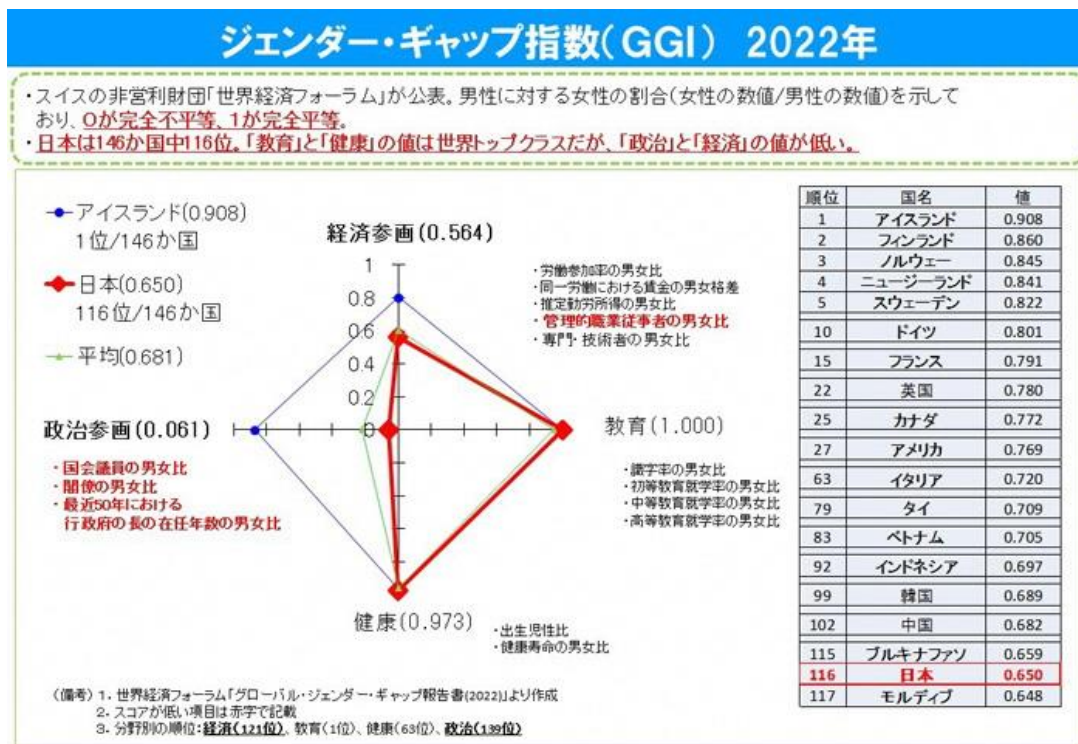
—男性優位の社会通念を変えるには—

2022. 11. 15 江刺昭子

I 男女格差世界ランキングとは

世界経済フォーラム（WEF）が毎年発表する、世界の男女格差の状況のこと。2022年版の「ジェンダーギャップ（男女格差）報告書」によると、日本は調査対象になった146か国中116位。先進7カ国（G7）の中ではダントツの最下位。

政治、経済、教育、健康の4分野で男女参画の度合いなどを評価して指数化。日本は、教育、健康ではほぼ男女平等となっているが、女性議員・閣僚の少なから政治では139位、管理職の少なさや収入格差から経済でも121位。



ジェンダーとは

・東京五輪組織委員会会長森喜朗の女性蔑視発言で「ジェンダー」が一般的になった。発言を許容してきた日本社会、政治構造への疑問につながった。

- ・ジェンダー (gender)とは、生物学的な性別 (sex) に対して、文化的、社会的に作られた性別のこと。例えば、男は外で働き、女は家庭を守る、という考え方はジェンダーによる。
- ・ジェンダーバイアスとは、ジェンダーに基づく偏見のこと。「男のくせに泣くな」「女だから優しく」など、男性中心主義の価値観。
- ・ジェンダーフリーとは、ジェンダーの制度的、心理的なバリアをはずして、自由になることを言い、男女平等教育や男女共同参画政策の標語に用いられる。
- ・ジェンダー不平等は、明治時代から続く男性優位 (男尊女卑) の考え方に基づく固定的な性別役割分担を反映している。制度や慣行を見直すとともに、女性も男性も意識変革を求められている。ジェンダー平等は女性の人権保障だけではなく、女性も男性も障害者も生きやすい社会のために必要なこと。

II ジェンダー不平等の現状(主に 2021 年男女共同参画白書による)

〈政策・方針決定〉

- ・衆議院議員 45 人 (9.9%) =146 カ国中 139 位
- *ジェンダーギャップ指数の順位を下げているのは、衆議院議員数と閣僚 (24 人中 2 人) のせい
- 参議院議員 56 人 (23.0%)
- ・国家公務員総合職試験から採用者に占める女性割合は 36.8%だが、登用状況は、
 - 地方機関課長・本省課長補佐相当職 12.3%
 - 本省課室長相当職 5.9%及び指定職相当 4.4%
 - 国の審議会委員 40.7% 専門委員 30.3%
- ・都道府県議会、市議会、町村議会及び特別区議会 30.2%、政令指定都市市議会 20.4%



第 2 次岸田内閣閣僚

〈経済・就業〉

- ・就業者数 女 2 9 9 2 万人、男 3 7 3 3 万人
- 非正規雇用労働者 女 56.0%、男 22.8%
- 非正規から正規への移動率 女 18.7%、男 32.3%
- 男性一般労働者の給与水準を 1 0 0 とした場合女性は 76.6%
- *女性は飲食、宿泊、娯楽産業などの非正規雇用が多く、コロナ禍で解雇され、

貧困、自殺などにつながっている。

・ 常用労働者 100人以上の企業の女性役職者

係長級 21.3%、課長級 11.5%、部長級 8.5%

上場企業の役員に占める女性割合は、6.2%

* 欧米アジアに比べ、女性管理職が少ない

* 女性が上にいけないのは、結婚や出産を機に、仕事の一線から退かされる

管理職向け研修で男性のほうが選ばれやすい、などが理由。

* 2021年、南場智子（株式会社ディー・エヌ・エー創業者。18人の副会長）が初めて経団連の副会長になる。18人の副会長のうち女性は1人。

* 医師全体の 21.9%（眼科、産婦人科、小児科の割合が高く、整形外科、外科、循環器内科は低い）。

* 政府は 2003 年に「指導的立場に占める女性比率 30%を 20 年までに達成する」としたが、「20 年代早期」に先送り。



南場智子経団連副会長

〈教育〉

・ 大学進学率

女 50.9%、男 57.7%（女子は短大をあわせると 58.6%になる）

大学院進学率 女 5.6%、男 14.2%

大学・大学院の女性割合 大学（学部）45.5%、大学院（修士課程）31.8%、（博士課程）34%

* 専攻分野に偏りがあり、人文科学、薬学、看護学、教育は女性割合が高く、理学、工学分野は低い

* 私立の医学部が入試で女性の点数を操作し、女子の合格者をおさえていた。

・ 女性教員の割合

初等中等教育の小学校 6 割以上、中学校 4 割強、高等学校 3 割強

校長は、小学校 2 割、中学校と高等学校は 1 割未満

短期大学教員は約 5 割、大学及び大学院は 4 分の 1 程度

教授は、短大で 4 割弱、大学及び大学院では 2 割を大きく割り込む

・ 研究分野

研究者の女性割合 16.9%（企業で特に低く、諸外国に比べても低い）

* 女性の専門分野は、薬学・看護等の分野で半数以上を占め、工学分野は 11.5%、理学分野は 14.7%と低い。

*2018年、ノーベル賞を受賞した本庶佑は「亭主関白」を公言し、妻の内助の功を当然としたが、妻も理系の研究者だったのに夫を支える側にまわったことに対する配慮はうかがえない。

〈司法〉

裁判官 22.6%、検察官 25.4%、弁護士 19.1%

最高裁判所裁判官は、15人中、女性は2人

(法科大学院の女子学生は 32.3%)

*家庭裁判所の離婚調停、レイプなど女性の性被害は、裁判官の性別で変わる傾向がある。上級審の女性裁判官の増加が望まれる。

*選択的夫婦別姓訴訟で、2015年、最高裁が性差別にあたらぬとして合憲判断をしたのは、男性裁判官が多いから。

III ジェンダー不平等の歴史

ジェンダー不平等は、明治時代から続く男性優位（男尊女卑）の考え方に基づく固定的な性別役割意識を反映している。

〈政治参加〉

- ・1890（明治23）国会開設と同時に集会及政社法制定
女性は政談集会の傍聴、主催、政社加入を禁じられ、政治から排除された
- ・1900 集会及政社法を治安警察法5条が引き継ぐ
- ・1919 市川房枝・平塚らいてうらの新婦人協会発会
- ・1945 GHQの五大改革指令で治安警察法が廃止され、政治参加が自由になる
衆議院議員選挙法改正で女性参政権実現
- ・1946 総選挙で女39人が当選
- ・1960 中山マサが初の女性大臣
- ・1982 土井たか子が社会党副委員長
- ・2009 総選挙で54人当選、初めて第1回を超えた



戦後初めての総選挙

〈家族〉

- ・1880（明治13）刑法公布

353条の姦通罪規定はダブルスタンダード（男性に甘く、女性に厳しい）

・1898 明治民法公布

733条 子は父の家に入る

746条 戸主及び家族は其家の氏を称す

788条 妻は婚姻に因りて夫の家に入る

801条 夫は妻の財産を管理する

*家制度と女性の家庭における従属的な地位を規定した

・1947 民法改正。家制度廃止、戸主や長男の家督相続を廃止した

・1984 国籍法改正。父系血統優先主義から父母両系制になる

*大坂なおみ、八村塁、サニブラウンらの母は日本人、夫は外国人。

*民法改正で姓は夫婦どちらのものでもよいことになったが、家制度意識は根強く、現在も96%が夫の姓を用いている。



大坂なおみ選手

〈教育〉

・1872（明治5）学制発布、国民皆学の方針

・1899 高等女学校令公布

高等女学校を女子の中等教育機関と位置づけたが、教育内容は、知的教育より、家庭運用の教育に重きがおかれた

*文部大臣が家族を支える「家」の女の教育として良妻賢母主義教育を明言

・1947（昭和22）教育基本法で教育の機会均等がうたわれ、性別で差別されないとした

・高等教育の受け皿となった短大は、家庭科や保育科が多く良妻賢母教育を掲げた

・1994 中学・高校で男女共修家庭科共修が実現

・1990年頃から、学校の出席簿がボーイファーストから、男女混合名簿へと変わる

中学校・高等女学校の学科および授業時数対比

| 高等女学校(4年制) | | 中学校(5年制) | |
|------------|------------|----------|----------------|
| 学 科 目 | 時 数(%) | 学 科 目 | 時 数(%) |
| 修 身 | 8 (6.7) | 修 身 | 5 (3.5) |
| 国 語 | 22 (18.3) | 国語・漢文 | 33 (22.9) |
| 外 国 語 | 12 (10.0) | 外 国 語 | 33 (22.9) |
| 地 理 | 5 (4.1) | 地 理 | 6 (4.2) |
| 歴 史 | 6 (5.0) | 歴 史 | 9 (6.2) |
| 数 学 | 8 (6.7) | 数 学 | 20 (13.9) |
| 理 科 | 7 (5.8) | 博 物 | 6 (4.2) |
| | | 物理・化学 | 8 (5.6) |
| 図 画 | 4 (3.3) | 図 画 | 4 (2.8) |
| 家 事 | 4 (3.3) | 法制・経済 | 2 (1.4) |
| 裁 縫 | 16 (13.3) | | |
| 音 楽 | 8 (6.7) | 唱 歌 | 3 (2.1) |
| 体 操 | 12 (10.0) | 体 操 | 15以上 (10.4) |
| 教 育 | 2 (1.7) | | |
| 手 芸 | 6 (5.0) | | |
| 計 | 120(100.0) | | 144(100.0) |

〈労働〉

- ・ 1894（明治 27）10 人以上が働く工場は男工より女工が多く、工場の過半数は繊維産業で、9 割が女工。契約は親と雇主が結び、低賃金で悪環境。
 - ・ 1911 工場法公布。12 歳未満の就労禁止、女子・年少者の深夜業禁止を定めたが、紡績業で深夜業が禁止されたのは 1929 年
 - ・ 1917 年頃から小学校の女教員が増加。昭和期にかけて「職業婦人」増加
 - ・ 1947（昭和 22）労働基準法
 - 4 条 男女同一労働同一賃金
 - 65 条 産前産後の休暇
 - 67 条 生理休暇
- ＊結婚退職制度や男女差別定年制度などは残る。
- ・ 1985（昭和 60）雇用均等法公布
初めて雇用の分野で男女差別を禁止したが、募集、採用、配置は事業主の努力義務（1999 年改正）。

〈男女共同参画基本法〉 1999 年公布・施行

- ・ 2 条 男女共同参画とは、「男女が、社会の対等な構成員として自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会」
- ・ 基本理念
 - ① 男女が性別による差別的な扱いを受けないこと
 - ② 人権の尊重
 - ③ 社会制度や慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼすような影響を中立的なものにするよう配慮すること
 - ④ 地方自治体または民間団体の政策・方針の立案および決定への男女共同参画
 - ⑤ 家庭生活における活動と他の活動の両立

IV ジェンダー平等を進めるには、制度と意識の改革が必要

制度を改革するにはあらゆる分野で指導的立場の女性を増やすこと

- ・女性政治家を増やすには クォータ制を取り入れる。
小選挙区から中選挙区へ。
女性が立候補しやすい環境作り。
子育てをしながら政治家を務めることができる環境作り。
女性政治家へのセクハラをなくすなど、選挙民の民度を高める。
政治は男性がするもの、という考え方を変える。
国や地方の政治が変われば、地域も変わる（その反対も）。
- ・働き方改革
長時間労働、仕事の続きの飲み会など、日本型労働慣行の見直し。
男性の育休取得率を増やすには、育休を企業への義務とする。
女性管理職の登用を義務にする。

日常の中の男女差別（男尊女卑）を考えてみよう

- ・なんとなく女性より男性のほうが偉いと思ってない？
- ・PTA や町内会の役員のトップはほとんど男性。女性は「でしゃばるな」と言う男性、「お手伝い」に甘んじている女性が多いのでは？
- ・他人に夫のことを話すとき、「主人」と言ってませんか？ 「夫人」「婦人」「未亡人」「嫁」「嫁ぐ」「戸籍を入れる」も変。日常の言葉を点検してみよう
- ・家事や育児や介護を夫に「手伝ってもらっている」と言っていないですか？
- ・「男らしさ」「女らしさ」って、どういうときに使いますか？
- ・娘より息子により多くの教育投資をしていませんか？
- ・数学や理科は男子が得意で、女子は不得手という刷り込みはありませんか？
- ・娘には家事を手伝わせ、息子にはさせない？
- ・一人前の社会人なのに、職場で「女の子」と呼んでいませんか？
- ・「うちではカミサンに頭があがらないんだよ」って、よく聞くけれど？
- ・気づきが意識を変えるきっかけになるのでは？